

道路の設置・管理瑕疵による 事故とその防止対策について

熊本県 土木部
道路都市局 道路保全課

道路の設置・管理瑕疵事故とは？

道路管理者が管理している道路等に
不備があり、**事故**になったもの。

代表的な事故

落石、穴ぼこ、倒竹木事故 など

事故が起きたその後は？

事故当事者から、

怪我の治療費や車の修理費

について賠償を求められます。

請求は、

国家賠償法に基づく損害賠償請求です。

請求を受けた後、法的な検討を行い、

賠償の必要性について判断します。

通常、最終的には当事者と示談契約を締結します。しかし・・・



「**訴訟を提起**」

されることもあります。

常に「**裁判**」を念頭に
調査・検討をする必要があります。
必要があれば**弁護士協議**を
行って交渉にあたっています。

ここ最近の事故発生状況

令和6年度

- ・ 届出件数57件(前年比＋7件)
- ・ 賠償済みと賠償が必要な件数**28**件

令和7年度(7／7現在)

- ・ 届出件数**18**件(前年同期比－**2**件)
- ・ 賠償が必要な件数**15**件

	R2	R3	R4	R5	R6	平均
届出件数	46	20	43	50	57	約43件
賠償件数	27	10	18	30	29	約23件

道路事故の特徴（発生時期）

- （1） **平日・休日**を問わず発生
- （2） **天候異常時の発生が多い**
（大雨が降った後 など）

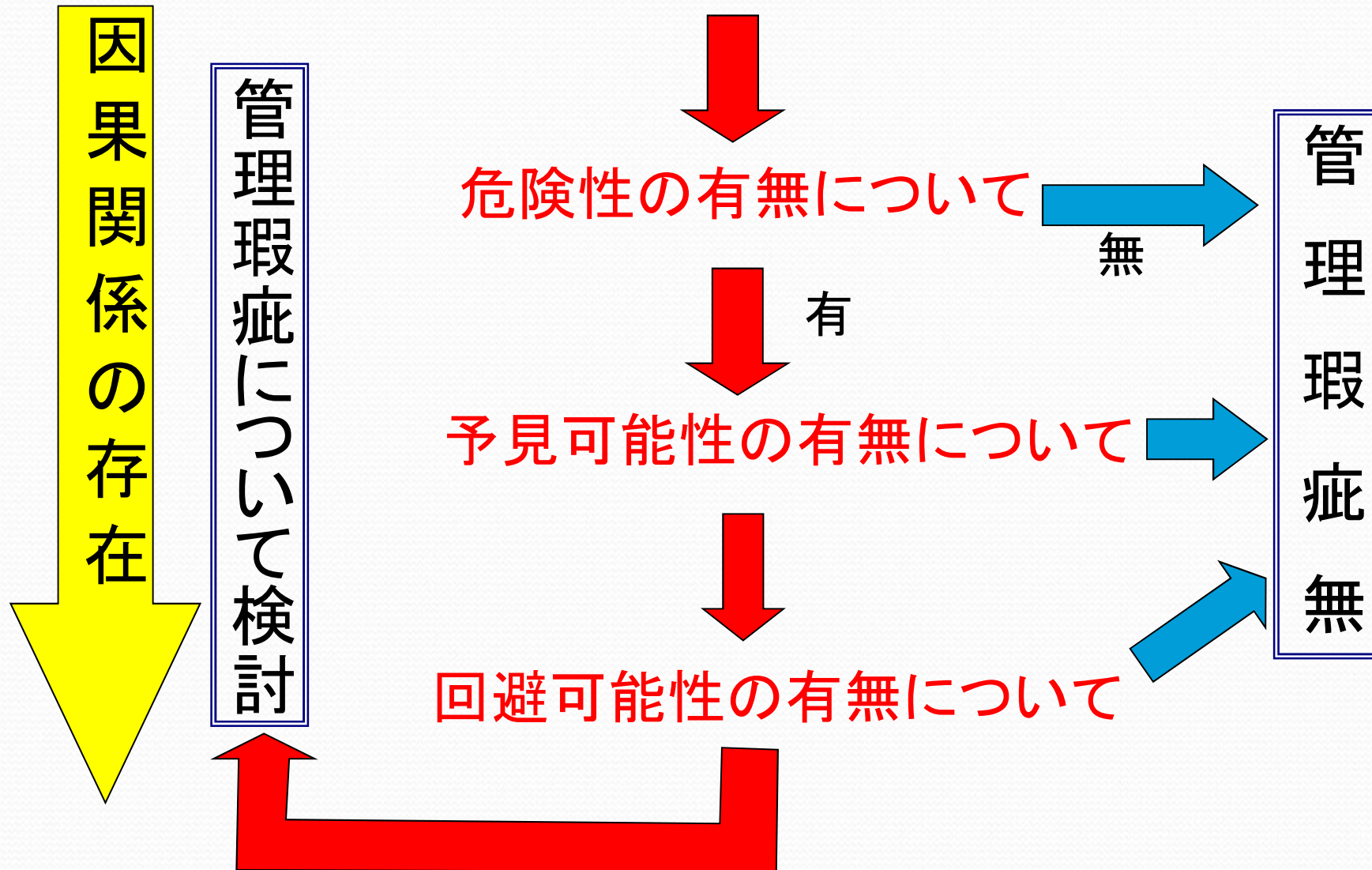


道路管理瑕疵の判断基準

瑕疵の有無の判断基準は、
次の3点を基準に判断しています。

- ① **他人に危害を及ぼす危険性**
- ② **予見可能性**
- ③ **回避可能性**

道路事故の発生

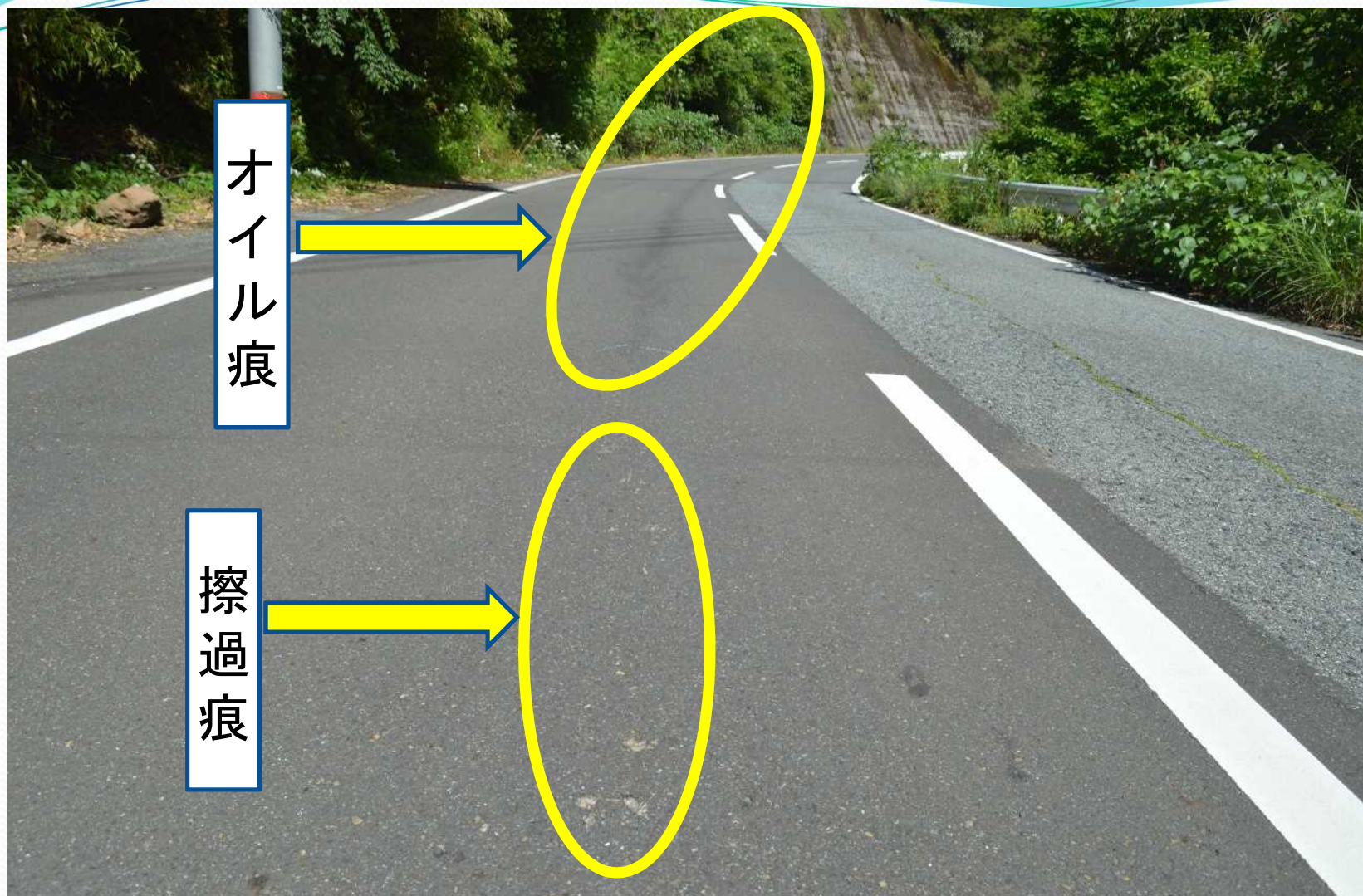


事故事例紹介

1 落石事故



現場の状況



路面の擦過痕とオイル痕の状況



事故原因となった石



法尻に落下している石の状況



当事車両の損傷状況（前部バンパー）



当事車両の損傷状況(車底部)

2 穴ぼこ事故



穴ぼこの状況





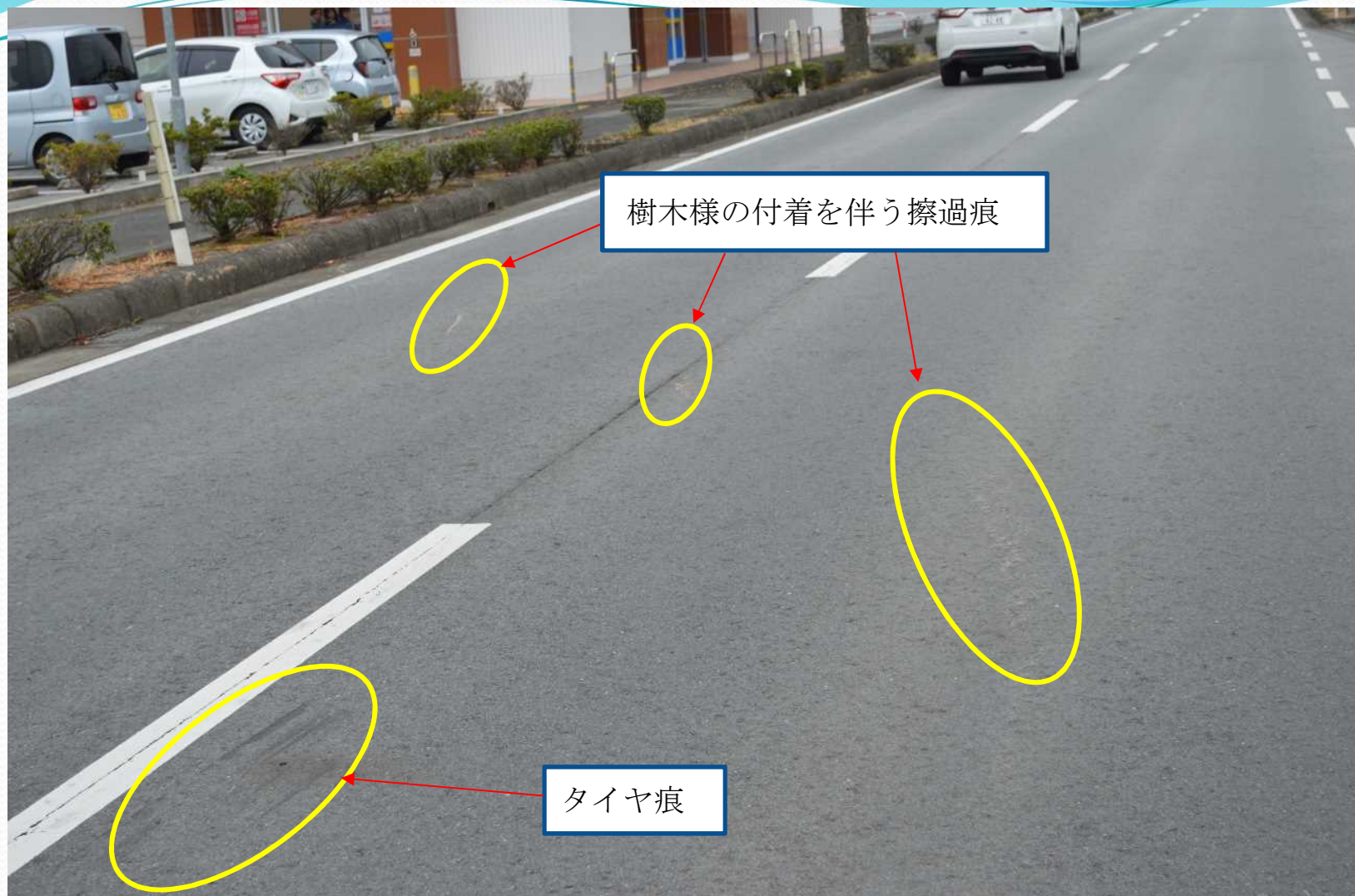
当事車両の損傷状況(左前後輪損傷)

3 倒木事故



当事者の進路

街路樹の倒木



路面の擦過状況

9731_2020-09-03 藤木運送_front.avi - VLCメディアプレイヤー

メディア (M) 再生 (L) オーディオ (A) ビデオ (V) 字幕 (T) ツール (S) 表示 (I) ヘルプ (H)

2020/09/03 01:30:30.584

X: -0.07G Y: -0.16G Z: 0.67G

52km/h

街路樹が倒れている状況

00:38

00:41



ここに入力して検索



14:35
2020/09/11

ドラレコの映像



ドラレコの映像（衝突直前）

4 支障木事故



支障木の状況



枝の破断面の状況



事故原因となった枝の状況

5 蓋不全事故



跳ね上がったグレーチング



グレーチング下のコンクリートが欠けている



当事者の進路(自転車)

自転車の前輪がグレーチングの隙間に挟まった事故





当事車両の損傷状況（前輪パンク等）



当事車両の前輪の状況

6 歩道施設不全事故



当事者の進路(自転車)

歩道縁石の状況



縁石が倒れている状況

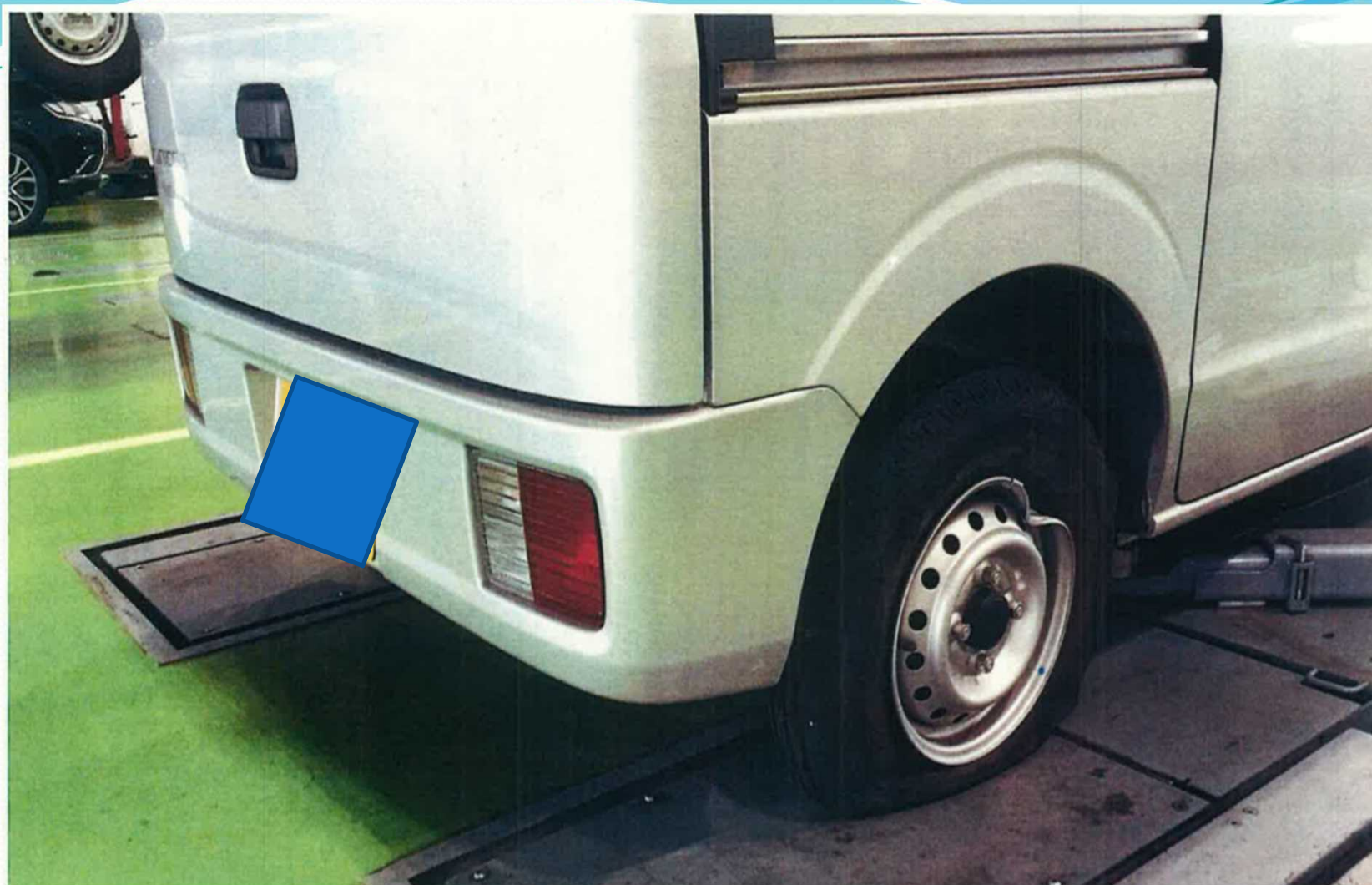


衝突時の状況

7 車両の損傷状況



落石の直撃による損傷（修理費用約20万円）



穴ぼこによる損傷（修理費用約17万円）



支障木による損傷(被害額約55万円)



倒木による損傷(被害額約100万円)

このような事故が発生している
中で、
ひとたび訴訟となれば、
裁判所から、

**非常に厳しい判決が
下される可能性が高い!**

倒木事故の判例

行政に非常に厳しい判断

◆ 平成18年6月1日 最高裁判例（抜粋）

・・・停止するなどして、より丁寧に目視・確認するというメリハリのきいたパトロールをするなど、上記立ち枯れした樹木を発見し得るようなパトロール方法を採用する必要があったというべきである。

例えば、数年に一回程度でも、徒歩又はパトロール車の最徐行若しくは停止による調査等を実施することにより、立ち枯れの状態にある本件倒木の存在を確認することは、さほど困難なことではなかったと認められる。

◆ 熊本市の倒木による死亡事故

- 平成29年6月25日午後7時半ころ発生
- 熊本市東区下南部：一般県道瀬田熊本線
- 概要

道路脇の斜面から倒れててきた樹木が、乗用車に直撃し、運転手が死亡したもの。

当事車両が、片側1車線の直線道路を熊本インター方面から東海大方面に進行中、高さ約5メートル、直径約70センチの樹木が倒れ、運転席上部の天井に直撃したもの。

当該樹木が生育していた場所は、民地であった。

◆ 熊本市に賠償命令

- 熊本地裁判決（令和3年6月23日）

判決によると、「倒木の危険性がある土地にもかかわらず、防護柵の設置などの対策を欠き、管理に瑕疵があった」と指摘された。また、土地所有者は木が枯れていたことを外観から確認できたとし、「専門家でなくても倒木の危険性を予想することは可能だった」と述べ、市と土地所有者に5101万円の支払いを命じた。



◆ 熊本市は福岡高裁に控訴

- 熊本市は令和3年7月12日付で福岡高裁に控訴

◆ 控訴審でも熊本市に賠償命令

- 福岡高裁判決（令和4年1月28日）

判決によると、「本件県道沿いの私有地である本件土地上に枯損した状態で存在した本件樹木が、本件県道に倒れることは、予測可能な危険であるといえる。」と指摘され、土地所有者とともに、熊本地裁判決を概ね支持し、市と土地所有者に約5000万円の支払いを命じた。



- ## ◆ 熊本市は最高裁に上告したが、令和4年12月22日付けで上告が棄却されたため、判決確定！

沿道支障木の取扱い

◆ 沿道支障木処理指針

令和5年(2023年)4月1日に改正民法が施行され、沿道支障木については、所有者が切除等に応じない場合や所有者が明らかでない場合、また急迫の事情がある場合に、道路管理者による切除等が可能となりました。

沿道支障木の取扱い

◆ 指針の内容

- 民法改正に伴い、諸対応に係る根拠規定を明記
- 沿道支障木に対する措置につき、車道の要件路線の見直し(「緊急輸送道路」の追加)
- 沿道支障木につき、所有者が判明しない場合、または所有者が催告に応じない場合における切除期間の見直し

沿道支障木の取扱い

【民法全文】

(竹木の枝の切除及び根の切り取り)

第233条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

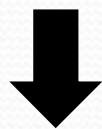
三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

※同条第2項及び第3項の規定が新設されたもの。(第4項は旧第2項)

※道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきたときは、新たな規律によって枝を切り取ることが可能。(法務省民事局作成資料から抜粋)

上空張出し樹木等の発見



建築限界を侵しているか

YES



通行支障木
であるか

NO



一旦対応終了
※将来の危険性を
考慮し、以後の措
置を個別で判断

通行支障木であるか

YES

NO

即時撤去

注意喚起の措置
(立て看板等の設置)

要件路線に該当するか

要件路線に該当するか

YES

NO

道路交通の安全性を特に
確保する必要の有無

YES

NO

当該支障木の
所有者と接触

一旦対応終了
※将来の危険性を
考慮し、以後の措
置を個別で判断

当該支障木の所有者と接触

YES

所有者による
切除の対応の有無

YES

所有者による
切除(終了)

NO

NO

発見後1か月を経過し、かつ所有者調査完了後、または催告後2週間経過を目処に
道路管理者が切除。

沿道支障木の取扱い

【注意点①】

各対応状況について、事後に当該支障木の所有者へ経緯等を説明を行う場合を考慮し、記録表の作成や写真撮影などを実施し、手続きの公正担保に向けた確実な記録化などの措置を徹底してください。

沿道支障木の取扱い

【注意点②】

沿道支障木等に関して、一般の方等から切除の要望や、支障木に関する情報提供があった際、

「所有者がわからないから切除できない」

「所有者に切除を申し入れているが、所有

者が応じてくれないので切除できない」

といった教示や対応は、法律や改正指針の趣旨からも、誤った取扱いです！

沿道支障木の取扱い

支障木は、落枝事故や倒木事故の**前兆**です！

実際に倒木や落枝が発生した現場の近くには、**支障木が発生しているケースが多い**です！

処理指針の内容を確認し、支障木に対する適切な対応を御願います！



道路の異状を見つけたらご一報ください

**道路緊急
ダイヤル**



熊本県からの
お願いです。

© 2010 熊本県くまモン

道路の異状を見つけたらご一報ください！

**24時間
受付**

通話料無料

#9910

どこで 何が どのように

- ・路上の落石
- ・路面の穴ぼこ
- ・倒木
- ・路肩の崩壊

熊本県

※ #9910は国土交通省が運営している緊急通報制度であり、県及び市町村が管理する道路に関する通報も一元的に受け付け、それぞれの道路管理者に連絡されます。

※市町村が管理する道路等については、夜間・土日・祝日は対応できない場合があります。